

岐阜県情報公開条例第6条第1号ロに規定する警察職員に関する規則

[制定 平成14年岐阜県公安委員会規則第4号]

(原文縦書き)

岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)第6条第1号ロの規定により定めることとされている職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 警察法(昭和29年法律第162号)第62条に規定する警部補以下の階級にある警察官
- (2) 警察法第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員(警察官を除く。)のうち前号に掲げる者に相当するもの

附 則(平成14年3月19日岐阜県公安委員会規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。